

富士河口湖町手話通訳者派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、聴覚、音声機能、言語機能、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者（以下「聴覚障がい者等」という。）及び聴覚障がい者等と意思疎通を図る必要がある者が手話通訳を必要とする場合に、手話通訳者を派遣することにより、聴覚障がい者等と健聴者の意思の疎通を円滑にするとともに、聴覚がい患者等の福祉増進と社会参加の促進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、富士河口湖町とする。

(手話通訳者)

第3条 この事業で派遣する手話通訳者は、山梨県認定手話通訳者として県に登録された者の中から、町長が委嘱した者（以下「手話通訳者」という。）とする。

(派遣の内容)

第4条 町長は、次に掲げる場合において、予算の範囲内において手話通訳者を派遣する。

- (1) 生命及び健康の維持に関すること
- (2) 官公署に関すること
- (3) 職業に関すること
- (4) 教育に関すること
- (5) 町主催の行事に関すること
- (6) その他町長が特に必要と認める場合

(派遣の対象者及び申込み)

第5条 この事業の派遣を申込みことができる者（以下「申込者」という。）は、原則として、富士河口湖町内に住所を有する聴覚障がい者等とする。

- 2 申込者は、派遣を必要とする日の1週間前までに手話通訳者派遣申込書(第1号様式。以下「申込書」という。)に必要事項を記入の上、町長あてに提出するものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。
- 3 閉庁時における病気、事故等緊急の場合に限り、直接手話通訳者へ派遣依頼をすることができる。この場合において申込者は、開庁後速やかに町長に連絡するものとする。

(派遣の決定)

第6条 町長は、派遣の必要を認めるときは、町が委嘱している手話通訳者の中から派遣可能な者を選定し、手話通訳者派遣依頼書（第3号様式）により依頼するとともに、申込者に対し手話通訳者派遣決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(申込者の負担)

第7条 申込者の費用負担は、無料とする。

(報告書の提出)

第8条 手話通訳者は、業務終了後、その内容等を手話通訳者業務報告書（第4号様式）及び手話通訳業務請求書（第5号様式）に記録し、翌月10日までに町長に提出するものとする。ただし、引継ぎが必要な事項及び早急に解決しなければならない問題点等がある場合には、業務終了後、速やかに町長に報告するものとする。

(傷害保険の加入)

第9条 町長は、手話通訳者の通訳活動（往復に係る時間を含む。）の事故に備え、傷害保険に加入するものとする。なお、手話通訳者は、活動中に事故があった場合は、速やかに町長へ報告しなければならない。

(守秘義務)

第10条 手話通訳者は、その業務を行うにあたって個人の人権を尊重し、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(派遣手当での支給)

第11条 手話通訳者の派遣手当では、提出された手話通訳者業務報告書（第4号様式）及び手話通訳業務請求書（第5号様式）に基づき、別表により算定し支給する。

(台帳の整備)

第12条 町長は、手話通訳者派遣状況台帳（第6号様式）を整備し、その年度終了後、5年間保管するものとする。

(委嘱の取消し)

第13条 町長は、手話通訳者が第10条の規定に違反したとき又は手話通訳者として不適当と認める事由が生じたときは、委嘱を取消することができる。

(その他)

第14条 この事業を実施するに当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 町は、手話通訳者の派遣事業が円滑に行われるよう、派遣する適任者の選定等手話通訳派遣に係る手話通訳者の設置について配慮する。
- (2) 町は、手話通訳者の資質向上に配慮するとともに、健康管理に留意する。
- (3) 町は、手話通訳の実施に当たって、1人の手話通訳者が連続して通訳する時間を原則として1時間（講演会等の場合は30分）以内とする。
- (4) 手話通訳者は、その任務を行うに当たって、手話通訳者であることを証明する証明書を常時携行するものとする。
- (5) その他、この要綱に定めるもののほか必要がある場合は、町と手話通訳者等関係者で協議するものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第 11 条関係）

○派遣手当及び費用弁償の基準

1 手話通訳者の派遣手当は次のとおりとする。

派遣手当	最初の 1 時間 2,000 円 以降 1 時間当たり 1,500 円
交通費	実費支給（自家用車の場合は、1 キロメートル当たり 37 円）
特記事項	1 手話通訳者の活動は 1 日 6 時間を上限とする。 2 支払期日は、原則として派遣月の翌月に支給する。 3 派遣時間が、早朝（午前 6 時から午前 8 時まで）及び夜間（午後 6 時から午後 10 時まで）の場合は、派遣手当に 100 分の 25 を乗じて得た額、深夜（午後 10 時から翌日の午前 6 時まで）の場合は、派遣手当に 100 分の 50 を乗じて得た額を派遣手当に加算する。